

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

外因死の背景要因とその遺族への心のケアに関する研究

分担研究報告書

遺族への心のケアに関する研修プログラムの開発

研究分担者 川野 健治 （立命館大学）
研究協力者 池田 俊一郎 （関西医科大学）
伊東 千絵子 （奈良県精神保健福祉センター）
大岡 由佳 （武庫川女子大学）
川島 大輔 （中京大学）
川本 静香 （立命館大学）
坂口 幸弘 （関西学院大学）
瀬藤 乃理子 （甲南女子大学）
中島 聡美 （福島県立医科大学）
本屋敷 美奈 （大阪府こころの健康総合センター）

研究要旨：

【目的】 外因死の背景となる要因の詳細を遺族や関係者に面接調査を行う場合の心のケアを含む遺族支援のあり方について検討し、それに資する研修プログラム開発の要点を整理することを目的とした。

【方法】 犯罪被害、交通事故、自然災害、自殺の4つの領域についての文献的検討を行った。また、多分野の研究協力者による研究会を開催した。

【結果および考察】 国と民間、あるいは複数の支援組織間の連携が必要であり、いくつかの領域では行政におけるコーディネート機能やそのための研修やマニュアルの存在が確認できた。ただし、実際に支援が必要な人のニーズを考えていくのであれば、現状の被害者支援という枠組みから漏れてしまう遺族について検討することが重要である。

【結論】 既存の遺族支援活動を含めた全体像をどのように把握するか、またそれらの情報をポータルサイト等での発信する「見える化」が重要である。SNS の機能や先進事例などの情報も可能な限り集約した上で、行政職員のコーディネート機能に焦点をあてた研修プログラムを検討すべきである。

A. 研究目的

外因死の背景となる要因の詳細を明らかにするためには、遺族や関係者に面接調査等を行い、当事者の視点からの課題を明確にすることが大切である。このような面接等を実施する場合には、心のケアを含む遺族支援を並行して実施するべきであろう。本分担研究では、外因死の遺族支援のあり方について検討し、それに資する研修プログラムを開発することを目的とする。平成 28 年度には、外因死の中でもすでに遺族支援について取り組みのある領域に係

る社会資源等の情報を収集し、また学際的に遺族支援に関する知見を集約することで論点を整理することを目的とした。

B. 研究方法

外因死の中でも、対策が進み遺族の支援についての取り組みがあるとみられる犯罪被害、交通事故、自然災害、自殺の4つの領域について識者から情報収集を行った。また、多分野の研究協力者による研究会を開催し、これらの4つの領域における遺族支援の実態と課題を比較

しつつ検討したうえで、あらためて外因死というより大きな枠組みにおける遺族支援について論点を整理した。

(倫理面への配慮)

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を踏まえて研究を進めた。本年度は倫理面において配慮が必要となる研究に着手していないが、今後は必要に応じて、所属する研究機関において倫理審査を受けることとする。

C. 研究結果

1. 犯罪被害について

犯罪被害者支援については、民間が1990年代から始めたところからスタートしている。2004年に犯罪被害者等基本法ができたが、ご遺族の運動によっていろんなものがこの10年で整ってきた。2016年4月に犯罪被害者等基本法の第3次計画ができ、これまで十分に組み立ててこなかった潜在的被害者のケアや、多様な専門職を活用することが必要であるということが盛り込まれている。

現在は、各自治体で条例を作っていこうとする動きがある。各地方自治体では昨年度97%まで犯罪被害者等総合対応窓口ができています。しかし、実際には遺族が窓口にあまり来ないという問題がある。そうした背景を受けて遺族が中心となって、条例を作って、地方自治体の窓口を機能するようにしようとしている。

「犯罪被害者等相談支援マニュアル」によると、どんな被害が多いかという調査結果の中に遺族が出てきていない。つまり、相談としては拾えていないという状況がある。しかし、民間団体等へのヒアリングの実感としては、市町村で支援を受けたいという遺族は多いと推測される。また、上記マニュアルでは社会資源や制度が紹介されているが、実際には使えていないという問題がある。

犯罪被害で遺族に関わる職種としては、警察と検察、(公的機関ではないが)全国被害者支援ネットワークという団体がある。これらの機関はすでにマニュアルがあって研修を実施し

ているが、相互の連携が不十分であり、行政職員によるコーディネートが期待される。

また、都道府県には犯罪被害者支援に関わる協議会があって、ほぼすべての都道府県において精神保健福祉センターが入っている。精神保健についての相談は、警察から精神保健福祉センターにいく流れになっていて、そのマニュアルもあるが、また十分に機能していない。

2. 交通事故

交通事故遺族の支援活動の主たる担い手は①全国被害者支援ネットワーク、②日本司法支援センター法テラス、③セルフヘルプ・グループである。相談件数は全国で延べ1501件であり多いとはいえない。心のケアについては、③セルフヘルプ・グループが大きな役割を担っていると思われる。

交通事故遺族の支援については、被害者支援の枠組みで行われてきたといえる。つまり、加害者がいる交通事故の遺族に焦点が当てられてきた印象がある。そうしたなかで、実は加害者のいない遺族支援が抜け落ちているのではないか。セルフヘルプ・グループの支援では、加害者のいる遺族の集まりとなっているケースがある。そういったところに、例えば自損のような遺族や、遺族であると同時に加害者でもあり得る遺族(車を運転していて、同乗者が亡くなっており、本人も亡くなっているケース)は、被害者遺族の中には入りにくい、といったことが報告されている。つまり、被害者遺族の括りから外れる遺族の支援がどうなっているのかというのが、ひとつ課題といえる。

さらに、外因死ということであれば、事故全般が該当するはずなので、不慮の事故の方に対する支援の実態を検討すべきであるが、おそらく特化した取り組みは行われていない。不慮の事故の遺族支援グループを始めたが、あまり人が集まっていないという事例がある。また、亡くなった後の支援、こころのケアは大切だが、二次被害を産まないということがまずは出発点であり、不慮の事故全般に関わる方々に対して研修をつくることが重要と考えられる。

3. 災害

災害精神保健の中で、被災者の心のケアで、遺族の支援が着目されるようになったのは、海外が先で、2001年の同時多発テロや2004年のスマトラ沖地震の後である。複雑性悲嘆の研究や支援の研究が進んだ中で注目されるようになった。日本では、阪神淡路大震災の時にいくつかのセルフヘルプ・グループが活動し、他方であしなが育英会がレインボーハウスを立ち上げて、遺児の支援に役立ったという経緯がある。

遺族という視点が出てきたのは2011年の東日本大震災で、葬儀社などの医療関係者以外の動きも非常に早かった。震災急性期から遺体の安置、死亡告知や遺体対面の対応について、またサイコロジカルファーストエイドがインターネットからダウンロードできる状況にあったことから、多様な人が遺族支援を学び、実際に活動していた。二次被害の防止という視点も、急性期の早期の段階から各団体や支援者が持っていた。行政職もその段階で出来る限りの取り組みをしており、阪神淡路大震災のときよりも進んでいたといえるが、相当のストレス下にあったことが後に明らかになった。

中長期の支援においても、被災者の中でも遺族には特に配慮が必要であるということが各行政機関の中でも言われており、支援員が訪問するという対応が取られ、見守り活動や自殺予防対策でも住民協働で行われていた。

遺族の分かち合いの会も、行政とタイアップしてその後NPO法人となり、自死遺族支援者が、震災遺族のセルフヘルプ・グループを担ったケースもある。阪神の時から比べると、支援の幅は少しずつ増えたといえる。

ただし災害遺族の実態把握はあまりされていない。新聞社(神戸新聞・朝日新聞)の調査が震災から20年後に実施された。災害の死別/離別については、海外ではいくつかの災害遺族の調査がされているが、調査時期やどのような遺族を対象とするかで結果が大きく変わるものの、遺族がハイリスクになり得ることや、そのリスクファクターが少しずつ明らかになってきている。阪神淡路後の新聞社の調査による

と、遺族の4割が20年後も震災前の心理的な状態に戻れておらず、長期的な影響が示唆されており、兵庫県のこころのケアセンターによる15年後の調査では、被災時や死別時の心理的影響が長期的な精神健康に影響しているとして、急性期の対応が重要であると示唆された。

本研究の協力者らによる研究グループによって災害遺族支援用のウェブサイトができていたり「あいまいな喪失」(行方不明者の支援や原発事故等で故郷に帰りたくても帰れない人達のグリーフ)では、遺族に限らない支援がなされていることは注目される。また、遺族や遺児、支援者向けプログラムについて、それぞれ開発・洗練化を進めている。

他の遺族支援領域と比べると、災害遺族支援についての国レベルの動きは多くない。また、急性期から中・長期の移行期の支援について検討していく必要がある。また、支援の必要な人にどのようにアクセスし、具体的にどう支援していくかの整理が必要である。

4. 自死遺族

自殺対策基本法が平成18年にでき、翌年に自殺総合対策大綱が閣議決定された。両者に明確に謳われているのが、遺族支援の充実であり、それを担っていく人達への色々な支援も行われている。

この時期にはNCNPの自殺予防総合対策センターで研修プログラムをつくり、多様な職種に向けて研修を進めていた。そこでの想定としては、研修を受けた方が自分の自治体に戻って知識を伝達し、研修をして頂くという枠組みだった。一方で支援のニーズと実態を測定しようという目的のもと、2008年前後に調査を行った。当時40弱の支援グループに質問紙調査を依頼し、そこで得られた結果をまた研修で伝えていた。またそうした調査や研修で培った知見を2009年に、厚生労働省の研究班によって作成された指針に反映している。また、同センターが取組んでいた心理学的剖検研究において調査機関と遺族支援グループとの協同が模索されていた。すなわち、心理学的剖検研究では、参加いただいたご遺族に直接的な支援を提供

するというよりも、その遺族の方々が所属しているかもしれないグループに向けての情報提供を、メーリングリスト等を使用して行っていた。また、心理学的剖検研究の外部評価委員会を開催し、グループに参加している当事者や有識者に集ってもらい、心理学的剖検研究の調査手続きそのものが遺族の目線からみてどういうものなのか、ということの評価していた。有益な議論がなされ、研究者と遺族グループの双方にとって重要な試みであった。

現在の状況としては、サポートグループの増加という現象がある。2016年のある報告によると、140以上のグループがある。ここには自死遺族当事者だけで運営される自助グループが含まれている他、多様な成り立ちのグループがある。課題として、各々のグループの機能や当事者の方の受け止め方についての実態把握と整理がなされていない。それらの連携のあり方については、いくつかの地域で好事例があるが、さらに検討が必要であろう。また二次被害を考慮した支援体制やどのようなのが傷つきになるのかという整理が必要である。またスティグマの問題を遺族に与える影響という点から明らかにして、必要な対策を取っていくべきである。

D. 考察

本研究では外因死の遺族への支援を検討する入口として、すでに取り組みのある犯罪被害、交通事故、自然災害、自死遺族の領域での知見の集約を試みた。国と民間、あるいは複数の支援組織間の連携が必要であり、行政におけるコーディネート機能やそのための研修やマニュアルの存在が確認できた。ただし、制度とか行政を前提とすると被害者支援という枠組みで考えていくことは有益である反面、実際に支援が必要という人のことや、ニーズを考えていくのであれば、そこから漏れてしまう人達の事を考えていくことも重要である。

犯罪被害の中でも、例えば殺人について考えた時に、殺人の半数は親族間で起きている。そうなると、現在の被害者支援センターは支援を

しない。被害者の中でも支援が受けられない状況が出てきており、潜在的な被害者が想定される。一部加害者側の遺族についてはNPOが動いたりしているが、全国的には把握できていない。家族内で被害、加害がある場合は、自治体に窓口を置くことで、支援の幅が増えると期待できる。また、親族間では、精神障害者の犯罪が多いので、その家族の支援という点では、医療観察法との関連も注目される。

交通事故の場合も犯罪となるのはごく一部であり、自損が圧倒的に多い。自損の方の遺族支援については、まず犯罪被害者支援センターは関わらない。ただ、交通事故全般については、全国に交通事故相談所があり、内閣府にも交通事故被害者支援事業がある。内閣府は全般的な交通事故の被害者を扱っており、国土交通省の方でも支援している。

制度外にあるために統計に載らない外因死の遺族、既存の支援の枠組みから外れてしまう遺族への先進事例も少数報告されており、その情報を収集することも重要と考えられた。また今日的な状況として、いくつかの領域ではSNSを介して遺族同士のつながりが形成される場合があるが、逆に世代間の分断やピア機能の弱体化が推測され、この状況において行政や専門職との役割も検討が必要である。

E. 結論

支援の枠組みから漏れている外因死遺族への視点が重要である。既存の遺族支援活動を含めた全体像をどのように把握するか、またそれらの情報をポータルサイト等での発信する「見える化」は重要である。SNSの機能や先進事例などの情報も可能な限り集約した上で、行政職員のコーディネート機能に焦点をあてた研修プログラムを検討するべきである。また、外因死のどこまでを含むプログラムとするのかについては、他の分担研究班との間で調整する必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし